

科目名	条例論
担当者	大浜啓吉
配当学期	秋学期
単位	2単位
授業概要	かつて自治体は、機関委任事務体制の下で、国の政策を実施する下請け機関の地位にあった。そこでは中央照会型法務が幅を利かせ、「自治体法無」だったのである。70年代以降、地方の時代が叫ばれ、自治体は自治行政権だけでなく自治立法権、自治解釈権の必要性が再認識されるようになった。こうした趨勢の中で条例の位置も大きく転換し、今は自治体（政策）法務の時代の中心的役割を担い始めている。本講義では、自治体独自の政策を実現するための手段としての条例を多角的な視点から捉え、立法法務、解釈法務を視野に入れた講義をしたい。
授業の到達目標	地方主権が叫ばれる時代の条例の在り方を深く理解し、条例づくりにも役に立つ技術を身につけることを目標とする。
授業計画	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自治体の組織と事務の範囲 (2) 自治体法務の基本原則 (3) 自治体法における条例の種類及び体系① (4) 自治体法における条例の種類及び体系② (5) 自治体法としての規則、要綱、計画等 (6) 法律と条例の関係①（徳島市公安条例＝法律先占論の克服） (7) 法律と条例の関係②（普通河川管理条例ケース＝裾切り条例） (8) 法律と条例の関係③（ラブホテル規制条例ケース＝上乗せ条例） (9) 都道府県条例と市町村条例の関係 (10) 条例制定と立法事実論 (11) 条例の解釈と運用 (12) 演習問題①〔ラブホテル建築規制条例〕 (13) 演習問題②〔条例によるパチンコ店規制〕 (14) 演習問題③〔情報公開条例と本人開示〕 (15) 演習問題④〔銀行税条例〕
教科書	特に指定しない。教材をコピーして渡す。
参考文献	<p>大浜啓吉『行政法総論（第三版）』（岩波書店・2011年5月）</p> <p>大浜啓吉『行政裁判法』（岩波書店・2011年5月）</p>

成績評価方法	評価基準	
試験 0%	格別に試験はしない。	
レポート 0%	格別にレポートの課題を出す予定はない。	
平常点評価 100%	平常点のうち、最も重視するのが出席である（60%）。 報告を担当した場合のレジюме・報告内容も大切である（20%）。 少人数であるから、討論・発言も評価の対象となる（20%	
その他 %	熱意と伸び方は、総合評価の対象となって平常点評価に影響を与える。	
関連 URL		
備考	講義計画は、参加者の実力に応じて変更することがある。 熱意ある参加を望む。	